

日本ケミコン株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は日本ケミコン株式会社と称し、英文では、NIPPON CHEMI-CON CORPORATION とする。

(目 的)

第2条 当社は下記の事業を営むことを目的とする。

1. 各種コンデンサの製造・仕入・販売
2. 電気機械器具およびその部品・素材の製造・仕入・販売
3. コンピュータ情報処理サービスおよびソフトウェアの開発
4. 倉庫業および運送業
5. 不動産の売買・貸借および管理運営
6. 損害保険代理業
7. 人材紹介および労働者派遣業
8. 産業廃棄物処分業
9. 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都品川区におく。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、5,500万株とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。

普通株式 5,500万株

B種種類株式 5,000株

C種種類株式 6,000株

D種種類株式 3,000株

(A種種類株式)

第5条の2 (削除)

(B種種類株式)

第5条の3 1. 当社の発行するB種種類株式の内容は、次項から第8項までに定めるものとする。

2. 剰余金の配当

(1) B種配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として普通株式を有する株主または普通株式の登録 株式質権者（以下本条において普通株主等と総称する。）に対して剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下本条において配当基準日という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株式を有する株主（以下本条においてB種種類株主という。）またはB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて以下本条においてB種種類株主等という。）に対し、第5条の6第1項に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりB種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下本条においてB種配当金という。）を行う。なお、B種配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) B種配当金の金額

B種配当金の額は、普通株式1株当たりの剰余金の配当の額に、1,000,000円（以下本条において払込金額相当額という。）を当該配当基準日における本条第5項第3号乃至第6号で定める取得価額で除した数を乗じて得られる額とする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。

当社は、B種種類株主等に対しては、B種配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

3. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、第5条の6第2項に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

B種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

4. 議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

B種種類株主は、B種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、次号に定める数の普通株式（以下本条において請求対象普通株式という。）の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下本条において普通株式対価取得請求という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。

(2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係

るB種種類株式の数に、B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める普通株式対価取得プレミアムを乗じて得られる額を、本項第3号乃至第6号で定める取得価額で除して得られる数とする。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

本条において「普通株式対価取得プレミアム」とは、普通株式対価取得請求の効力が生ずる日が以下の各号のいずれの期間に属するか区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。

- | | |
|-------------------------------|---------|
| ① B種種類株式の発行日の翌日から2024年6月30日まで | : 1.1 |
| ② 2024年7月1日から2025年6月30日まで | : 1.255 |
| ③ 2025年7月1日から2026年6月30日まで | : 1.415 |
| ④ 2026年7月1日以降 | : 1.605 |

(3) 当初取得価額

1,364.3円

(4) 取得価額の修正

取得価額は、2023年12月31日およびそれ以降の6か月毎の応当日（当該日が取引日（以下に定義する。）でない場合には翌取引日とする。以下本条において取得価額修正日という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する20取引日（売買高加重平均価格（以下本条においてVWAPという。）が発表されない日を除く20取引日とする。以下本号において取得価額算定期間という。）の株式会社東京証券取引所（以下本条において東京証券取引所という。）が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（なお、取得価額算定期間中に次号に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は次号に準じて当社が適当と判断する値に調整される。）の90%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下本条において、かかる修正後の取得価額を修正後取得価額という。）、修正後取得価額は取得価額修正日より適用される。ただし、修正後取得価額が955円（ただし、本項第6号の調整を受ける。以下本条においてB種下限取得価額という。）を下回る場合には、修正後取得価額はB種下限取得価額とし、また、修正後取得価額が1,773.6円（ただし、本項第6号

の調整を受ける。以下本条においてB種上限取得価額という。)を上回る場合には、修正後取得価額はB種上限取得価額とする。

本条において「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。

(5) 取得価額の調整

(a) B種種類株式の発行日の翌日(同日を含む。)以降、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換、会社分割もしくは株式交付により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下本条において取得価額調整式という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式に

おける「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下本条において株主割当日という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\text{（発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- ④当会社に取得をさせることによりまたは当会社に取得されることにより、本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行または処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

⑤行使することによりまたは当会社を取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。ただし、本⑤による取得価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

（b）本号（a）に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

①合併、株式交換、株式交換もしくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の全部もしくは一部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその

事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

②取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③その他、発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

（c）取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

（d）取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する20取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

（e）取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、本（e）により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

（6）B種下限取得価額およびB種上限取得価額の調整

前号の規定により取得価額の調整を行う場合には、B種下限取得価額およびB種上限取得価額についても、「取得価額」を「B種下限取得価額」または「B種上限取得価額」に読み替えた上で、前号の規定を準用して同様の調整を行う。

（7）普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

（8）普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が前号に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発

生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(9) 普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたB種種類株主に対して、当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

6. 金銭を対価とする取得条項

当社は、B種種類株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下本条において金銭対価償還日という。）が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の10取引日（東京証券取引所において当社の普通株式の普通取引が行われる日をいう。）前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部または一部（ただし、一部の取得は、1,000株の整数倍の株数に限る。）を取得することができる（以下本条において金銭対価償還という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

本条において「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の各号のいずれの期間に属するか分区に応じ、以下の各号に定める数値をいう。

- ① B種種類株式の発行日の翌日から2024年6月30日まで：1.1
- ② 2024年7月1日から2025年6月30日まで：1.255
- ③ 2025年7月1日から2026年6月30日まで：1.415
- ④ 2026年7月1日から2027年6月30日まで：1.605
- ⑤ 2027年7月1日以降：1.805

B種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当社の取締役会が定める合理的方法によって、B種種類株主から取得すべきB種種類株式を決定する。

7. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当会社が株主総会の決議によってB種種類株主との合意により当該B種種類株主の有するB種種類株式の全部または一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。

8. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

- (1) 当会社は、B種種類株式について株式の分割または併合を行わない。
- (2) 当会社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当会社は、B種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

(C種種類株式)

第5条の4 1. 当会社の発行するC種種類株式の内容は、次項から第9項までに定めるものとする。

2. 剰余金の配当

(1) C種優先配当金

当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下本条において配当基準日という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたC種種類株式を有する株主（以下本条においてC種種類株主という。）またはC種種類株式の登録株式質権者（C種種類株主と併せて以下本条においてC種種類株主等という。）に対し、第5条の6第1項に定める支払順位に従い、C種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりC種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下本条においてC種優先配当金という。）を行う。ただし、配当基準日から当該配当基準日に係る剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がC種種類株式を取得した場合、当該C種種類株式については当該配当基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、C種優先配当金に、各C種種類株主等が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) C種優先配当金の金額

1,000,000円（以下本条において払込金額相当額という。）および前事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当後のC種累積未払配当金相当額（本項第4号に定める。）（も

しあれば)の合計額に、以下の年率を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該配当基準日がC種種類株式の発行日と同一の事業年度に属する場合は、C種種類株式の発行日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてC種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るC種優先配当金の額は、その各配当におけるC種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

① C種種類株式の発行日(同日を含む。)から同日の3年後の応当日(同日を含む。)

までの期間:6.5%

② C種種類株式の発行日の3年後の応当日の翌日(同日を含む。)以降の期間:8.5%

(3) 非参加条項

当社は、C種種類株主等に対しては、C種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてC種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度に係るC種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、本項第2号に従い計算されるC種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、本項第2号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積する。本号に従い累積する金額(以下本条においてC種累積未払配当金相当額という。)については、第5条の6第1項に定める支払順位に従い、C種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当を行うC種累積未払配当金相当額に、各C種種類株主等が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

3. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、C種種類株主等に対し、第5条の6第2項に定める支払順位に従い、C種種類株式1株につき、払込金額相当額に、C種累積未払配当金相当額および本項第3号に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下本条においてC種残余財産分配額という。）の金銭を支払う。なお、C種残余財産分配額に、各C種種類株主等が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

C種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

C種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、残余財産の分配が行われる日（以下本条において分配日という。）の属する事業年度において、分配日を基準日としてC種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前項第2号に従い計算されるC種優先配当金相当額とする（以下本条においてC種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を日割未払優先配当金額という。）。

4. 議決権

C種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

5. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

C種種類株主は、C種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するC種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下本条において金銭対価取得請求という。）ができるものとし、当社は、当該金銭対価取得請求に係るC種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該金銭対価取得請求に係るC種種類株式の数に、C種種類株式1株当たりの払込金額相当額ならびにC種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、当該C種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金

金銭対価取得請求の効力発生の日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。

また、金銭対価取得請求に係るC種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 金銭対価取得請求の効力発生

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が当会社に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

6. 金銭を対価とする取得条項

当社は、C種種類株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下本条において金銭対価償還日という。）が到来することをもって、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、C種種類株式の全部または一部を取得することができる（以下本条において金銭対価償還という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るC種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るC種種類株式の数に、C種種類株式1株当たりの払込金額相当額ならびにC種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、C種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るC種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

C種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって、C種種類株主から取得すべきC種種類株式を決定する。

7. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によってC種種類株主との合意により当該C種種類株主の有するC種種類株式の全部または一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。

8. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、C種種類株式について株式の分割または併合を行わない。
- (2) 当社は、C種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、C種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わ

ない。

9. 譲渡制限

譲渡によるC種種類株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。

(D種種類株式)

第5条の5 1. 当会社の発行するD種種類株式の内容は、次項から第10項までに定めるものとする。

2. 剰余金の配当

(1) D種優先配当金

当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下本条において配当基準日という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたD種種類株式を有する株主（以下本条においてD種種類株主という。）またはD種種類株式の登録株式質権者（D種種類株主と併せて以下本条においてD種種類株主等という。）に対し、第5条の6第1項に定める支払順位に従い、D種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりD種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下本条においてD種優先配当金という。）を行う。ただし、配当基準日から当該配当基準日に係る剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がD種種類株式を取得した場合、当該D種種類株式については当該配当基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、D種優先配当金に、各D種種類株主等が権利を有するD種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) D種優先配当金の金額

1,000,000円（以下本条において払込金額相当額という。）および前事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当後のD種累積未払配当金相当額（本項第4号に定める。）（もしあれば）の合計額に、以下の年率を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該配当基準日がD種種類株式の発行日と同一の事業年度に属する場合は、D種種類株式の発行日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。ただし、当該配

当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてD種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るD種優先配当金の額は、その各配当におけるD種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

- ① D種種類株式の発行日（同日を含む。）から同日の3年後の応当日（同日を含む。）までの期間：5.0%
- ② D種種類株式の発行日の3年後の応当日の翌日（同日を含む。）以降の期間：7.0%

（3）非参加条項

当社は、D種種類株主等に対しては、D種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

（4）累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてD種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度に係るD種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、本項第2号に従い計算されるD種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、本項第2号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積する。本号に従い累積する金額（以下本条においてD種累積未払配当金相当額という。）については、第5条の6第1項に定める支払順位に従い、D種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当を行うD種累積未払配当金相当額に、各D種種類株主等が権利を有するD種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

3. 残余財産の分配

（1）残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、D種種類株主等に対し、第5条の6第2項に定める支払順位に従い、D種種類株式1株につき、払込金額相当額に、D種累積未払配当金相当額および本項第3号に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下本条においてD種残余財産分配額という。）の金銭を支払う。なお、D種残余財産分配額に、

各D種種類株主等が権利を有するD種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

D種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

D種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、残余財産の分配が行われる日(以下本条において分配日という。)の属する事業年度において、分配日を基準日としてD種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前項第2号に従い計算されるD種優先配当金相当額とする(以下本条においてD種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を日割未払優先配当金額という。))。

4. 議決権

D種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

D種種類株主は、D種種類株式の発行日の1年後の応当日の翌日以降いつでも、当会社に対して、次号に定める数の普通株式(以下本条において請求対象普通株式という。)の交付と引換えに、その有するD種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること(以下本条において普通株式対価取得請求という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るD種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該D種種類株主に対して交付するものとする。

(2) D種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

D種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るD種種類株式の数に、D種種類株式1株当たりの払込金額相当額ならびにD種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額を、次号および本項第4号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本項においては、日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「普通株式対価取得請求の効力発生の日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価

取得請求に係るD種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 取得価額

1,396円

(4) 取得価額の調整

(a) D種種類株式の発行日の翌日（同日を含む。）以降、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換、会社分割もしくは株式交付により普通株式を交付する場合、当会社またはその関係会社（財

務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員または使用人に株式報酬として当会社の普通株式を交付する場合(株式報酬の給付を行うために信託会社へ当会社の普通株式を交付する場合を含む。))を除く。)、次の算式(以下本条において取得価額調整式という。))により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下本条において株主割当日という。))の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。また、取得価額調整式における「発行済普通株式数」は、調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日(株主への割当てに係る基準日を定めた場合は株主割当日)における当社の発行済普通株式数に、当該調整後取得価額を適用する日より前に下記④もしくは⑤または本号(b)①乃至③に基づき交付されたものとみなされる普通株式がある場合、当該普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とし、「当社が保有する普通株式の数」は、調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日(株主への割当てに係る基準日を定めた場合は株主割当日)における当社の保有する普通株式数とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{c} \text{（発行済普通株式数} \\ \text{－当社が保有する} \\ \text{普通株式の数）} \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \text{1株当たり} \\ \text{払込金額}}{\begin{array}{c} \text{普通株式1株当たりの時価} \end{array}}$$

$$\begin{array}{c} \text{（発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数）} \\ \text{＋新たに発行する普通株式の数} \end{array}$$

- ④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。))、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場

合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行または処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

⑤行使することによりまたは当会社を取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。)の合計額が本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行

される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。ただし、本⑤による取得価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 本号(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はD種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

①合併、株式交換、株式交換もしくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の全部もしくは一部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

②取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③その他、発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所（以下本条において東京証券取引所という。）が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する20取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下本条においてVWAPという。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

本条において「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。

- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(5) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(6) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が前号に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(7) 普通株式の交付方法

当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたD種種類株主に対して、当該D種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

6. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

D種種類株主は、D種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するD種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下本条において金銭対価取得請求という。）ができるものとし、当会社は、当該金銭対価取得請求に係るD種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該金銭対価取得請求に係るD種種類株式の数に、D種種類株式1株当たりの払込金額相当額ならびにD種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、当該D種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価取得請求の効力発生の日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るD種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に

満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 金銭対価取得請求の効力発生

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が当会社に到達したとき
または当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

7. 金銭を対価とする取得条項

当会社は、D種種類株式の発行日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下本条において金銭対価償還日という。）が到来することをもって、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、D種種類株式の全部または一部を取得することができる（以下本条において金銭対価償還という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るD種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るD種種類株式の数に、D種種類株式1株当たりの払込金額相当額ならびにD種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、D種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るD種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

D種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって、D種種類株主から取得すべきD種種類株式を決定する。

8. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当会社が株主総会の決議によってD種種類株主との合意により当該D種種類株主の有するD種種類株式の全部または一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。

9. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

- (1) 当会社は、D種種類株式について株式の分割または併合を行わない。
- (2) 当会社は、D種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当会社は、D種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

10. 譲渡制限

譲渡によるD種種類株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(優先順位)

- 第5条の6 1. 普通株主等（第5条の3に定義する。）およびB種種類株主等（第5条の3に定義する。）に対する剰余金の配当、C種優先配当金（第5条の4に定義する。）、C種累積未払配当金相当額（第5条の4に定義する。）、D種優先配当金（第5条の5に定義する。）ならびにD種累積未払配当金相当額（第5条の5に定義する。）の支払順位は、C種累積未払配当金相当額およびD種累積未払配当金相当額が第1順位、C種優先配当金およびD種優先配当金が第2順位、普通株主等およびB種種類株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。
2. B種種類株式、C種種類株式、D種種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、B種種類株式、C種種類株式およびD種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。
3. 当社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。

(自己の株式の取得)

- 第6条 当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

- 第7条 当社普通株式の1単元の株式数は、100株とし、B種種類株式、C種種類株式およびD種種類株式の単元株式数は、それぞれ1株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条1. 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
- 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

- 第11条1. 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2. 前項および定款に定めがある場合のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時招集する。

(招集権者および議長)

第13条 1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 1. 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

この場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(種類株主総会)

第16条の2 1. 第11条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。

2. 第13条、第14条および第16条の規定は、種類株主総会について準用する。

3. 第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当社は、取締役会を置く。

(員 数)

第18条 当社の取締役は10名以内とする。

(選任方法)

第19条 1. 取締役は株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第20条 1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会)

第21条 1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し議長となる。

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し議長となる。

2. 取締役会の招集の通知は各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。

ただし緊急のときはこれを短縮することができる。

3. 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(代表取締役等)

第22条 1. 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副社長若干名を選定することができる。

(取締役会規程)

第23条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 執行役員

(執行役員)

第26条 1. 当社は、取締役会の決議によって執行役員を置くことができる。

2. 執行役員の職務等については、取締役会が別途定める執行役員制度規程に基づくものとする。

第6章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第27条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(員 数)

第28条 当社の監査役は4名以内とする。

(選任方法)

第29条 1. 監査役は株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第30条 1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

第32条 1. 監査役会の招集の通知は各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。

ただし緊急のときはこれを短縮することができる。

2. 監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第36条 当社は会計監査人を置く。

(選任方法)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

- 第38条 1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第8章 計 算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第40条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下期末配当金という。）を行う。

（中間配当金）

第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下中間配当金という。）を行うことができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第42条 1. 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。